○関東地方整備局告示第三百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十七日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	縦覧場所
二百九十八号　市川市高谷二三四〇番二から同市高谷二丁目二八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	図面縦覧場所	都関東地方整備局道路事務所及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年八月二十七日

○関東地方整備局告示第三百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十七日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	縦覧場所
二百九十八号　市川市大和三丁目二二八番二地先から同市大和三丁目二二八番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	図面縦覧場所	都関東地方整備局道路事務所及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年八月二十七日

○中部地方整備局告示第百五十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年八月二十七日　中部地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号

中部地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ぎふ建築住宅センター

三(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	岐阜県恵那市長島町久須美二三二七番地 岐阜県高山市昭和町三丁目二番地一二二
変更後	岐阜県中津川市茄子川一一七〇番地の九 岐阜県高山市赤保木町一一〇四番地

(2)　変更年月日

平成二十四年八月二十七日

○中国地方整備局告示第百十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年八月二十七日

中国地方整備局長　戸田　和彦

第1　起業者の名称　岡山県

第2　事業の種類　一般国道374号美作岡山道路改築工事（湯郷温泉インターチェンジから勝央ジャンクション（仮称）まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　岡山県勝田郡勝央町黒土字長尾、字鍵谷、字清水谷及び字大畑並びに字カギ並びに岡字修理免、字荒神、字鬼及び字炭塚地内

岡山県美作市上相字鍵、字かぎ、字長尾、字大畑、字夫城迫、字鍛冶屋迫、字鍛冶屋及び字林ノ久保並びに中尾字カジヤ迫地内

2　使用の部分　岡山県勝田郡勝央町黒土字長尾、字鍵谷、字清水谷及び字大畑並びに岡字修理免及び字炭塚地内

岡山県美作市上相字鍵、字かぎ、字長尾及び字大畑並びに中尾字カジヤ迫地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岡山県美作市位田字下坂地内から同市上相字かぎ地内までの延長6,700mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道374号美作岡山道路改築工事及びこれに伴う農業用道路付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、一般国道374号美作岡山道路改築工事（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第3項の規定に基づく一般国道の改築工事である。

また、一般国道374号は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び本件区間が岡山県内に存することから、道路法第13条第1項の規定により岡山県が道路管理者となる。

これらのことなどから、起業者である岡山県は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本件事業が施行される美作市及び勝央町は、全国的に知られた湯郷温泉をはじめ、岡山ファーマーズマーケット、美作総合運動公園（美作ラグビーサッカー場）等、多くの観光資源に加えて、勝央中核工業団地、新勝央中核工業団地及び勝央第二工業団地等も立地しており、産業振興の拠点ともなっている。

しかし、現状で広域的な交通網へのアクセスとしては、中国縦貫自動車道美作インターチェンジを経由する必要があるが、美作インターチェンジへのアクセス経路となる美作市市街地の一般国道374号及び主要地方道美作奈義線は、平面交差点が多いことから、特に朝夕の通勤・通学時間帯を中心に交通渋滞が生じ、交通事故も多発しており、自動車交通の円滑化及び定時性の確保が阻害されている状況にある。

また、岡山県東部において、拠点都市となる津山市と、美作市及び和気町を結ぶ第1次緊急輸送道路と位置づけられている一般国道179号及び一般国道374号のルートは、河川沿いの斜面災害発生が懸念される箇所が多く、通行不能となった場合の代替ルートが確保できない状況にある。

このような状況に対応するため、本件事業は本件区間を対象として、バイパス道路を整備するものであり、本件区間が一般国道374号を利用する通過交通を分担することにより交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通が確保されるとともに、災害時にも通行が可能な緊急輸送道路が確保できる。また、本件事業により整備される岡山県美作市上相地内の勝央ジャンクション（仮称）により中国縦貫自動車道と連結されることで、当該地域における広域的な交通網へのアクセスが強化され、物流の効率化、観光資源への集客強化により、当該地域の産業活性化にも寄与するものと認められる。

なお、本件区間は、岡山県岡山市東区瀬戸町塩納地内の山陽自動車道瀬戸ジャンクション（仮称）から中国縦貫自動車道勝央ジャンクション（仮称）に至る地域高規格